この募集案内をよく読んでお申し込みください。

県営住宅は、香川県が管理する賃貸住宅です。公営住宅法、香川県営住宅条例等により、守らなければならないルールや行わなければならない手続きがあります。

1　入居するときに、連帯保証人が１名必要です。
　ただし、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人を準備出来ない場合で社会福祉協議会等の福祉サービスを利用中の方など、一定の要件を満たす方については、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。

2　敷金として、入居するときに家賃３か月分を納付していただきます。

3　県営住宅は必要最低限の補修のみを行っております。内装についての変色、色あせ、汚れ、キズ等の補修は行いません。

4　県営住宅では、犬、猫、鶏その他ペットを飼うことはできません。（身体障害者補助犬を除く）

5　県営住宅を、事務所や塾など住宅以外の用途に使用することはできません。また、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行うこともできません。

6　県営住宅には、生活習慣の違う方が住んでいます。ある程度の生活音は避けられませんが、周囲とのトラブルを避けるために、特に、深夜や早朝はお互いに気を付けてください。
　なお、入居者間の個人的なトラブルについては、県や指定管理者は関与しません。

7　入居後は、団地自治会等に加入し、活動に参加してください。
　家賃以外に、入居の方々が共同で使用するもの、団地の維持管理に要する費用を別途、自治会等にお支払いください。

8　県営住宅の住宅使用料（家賃）等のお支払いは、金融機関（ゆうちょ銀行、三菱 UFJ 銀行、あおぞら銀行、三菱 UFJ 信託銀行、三井住友信託銀行を除く）での口座振替をお願いします。

9　一般県営住宅等にお住まいの方は、毎年６月にお送りする収入申告書を必ず提出してください。収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅と同程度の家賃をお支払いいただくことになります。

10　家賃の支払いが滞った場合は、住宅の明渡請求をすることがあります。

11　出産や転出など同居する方に異動があった場合、また、連帯保証人に変更があった場合には、届出が必要です。住宅外から新たに親族の方が同居する場合には、同居の承認が必要となります。

12　住宅を退去するときには、明け渡そうとする日の10日前までに届け出て、検査を受けていただくようになります。また、原状回復をしていただきます。

13　県営駐車場が確保されている団地とされていない団地があります。県営駐車場を使用する場合には、許可が必要となります。また、無断駐車や路上駐車はしないでください。

14　県営住宅の家賃などが、これまで未払いとなっている方は申し込みできません。

15　入居後は、万一に備えて、家財等の火災保険や漏水事故等に備えて個人賠償責任保険への加入をお勧めします。